

嬉野市行財政改革大綱(案)

平成19年 月

佐賀県 嬉野市

目 次

行財政改革大綱の基本方針	2
1．行財政改革の取り組みの背景と目的	2
2．計画の役割	2
3．計画の期間	2
行財政改革の推進項目	3
1．事務事業の見直し	3
（1）事務事業の整理合理化	3
（2）補助金の適正化	3
（3）公共工事のコスト縮減	3
（4）電子自治体の推進	3
2．民間委託の推進	4
（1）民間機能の活用	4
（2）指定管理者制度の活用	4
（3）PFI手法の活用	4
3．組織・機構の簡素合理化と定員管理の適正化	4
（1）本庁・総合支所方式の検証	4
（2）定員管理の適正化	4
4．給与の適正化	5
5．歳入の確保と経費の節減	5
（1）歳入確保に向けた取り組み	5
（2）経費の節減	5
6．公営企業の経営健全化	5

行財政改革大綱の基本方針

1．行財政改革の取り組みの背景と目的

地方自治体を取り巻く環境は、景気低迷の影響からくる税収の伸び悩みによる財政状況の悪化、少子高齢化による人口減少、生活環境の変化に伴う住民ニーズの多様化などにより大きく変化しています。

このような状況の中で、地方公共団体として自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる基盤を強化し、住民福祉の向上と魅力ある安心して生活のできる地域社会の構築が求められています。

本市は、平成18年1月1日に、塩田町、嬉野町の2町が合併して誕生しましたが、まちづくり計画実現のためには、お互いの地域特性を尊重し、これまでのまちづくりを継承しながら、新市の一体感の早期の醸成と市勢の成長発展を推進することが重要です。一方、社会経済情勢が大きく変化する中で、多様化する住民ニーズに対応するためには、財政の健全化に努めるとともに、組織・機構の簡素化・合理化、定員管理・給与の適正化等、市の行財政運営の見直しが急務となっています。

このため、健全で効率的な自治体運営を確立させるために、限られた行政経営資源（財源・人材等）を有効に活用しながら各種施策を推進し、危機意識と改革意識を持って行政改革を推進するため「嬉野市行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定いたします。

2．計画の役割

「嬉野市行財政改革大綱」

行財政改革を必要とする背景及び目的、改革に向けての基本的な考え方、重点項目等を明示し、今後の嬉野市における行財政改革の基本理念と基本指針としての役割を担うものです。

「集中改革プラン」

嬉野市行財政改革大綱に基づいた行財政改革の重点項目等の取り組みを集中的に実施するため、計画期間における行財政改革の具体的な取り組みを明示し、その進行管理を行うためのものです。

3．計画の期間

「嬉野市行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

行財政改革の推進項目

1. 事務事業の見直し

行政サービスに対する市民の満足度を高め、さらに健全で安定的な財政基盤をより強固なものにしていくためには、財源、人材、施設、情報等の限りある行政経営資源を有効かつ効率的に活用していく必要があります。そのためには、従来の行政体質を抜本的に改め、民間企業における経営理念や経営手法などを取り入れるなど、戦略化した行政経営を目指して事務事業を見直します。

(1) 事務事業の整理合理化

行政が実施する事務事業については、「最小の経費で最大の効果をあげる」ことが改めて強く求められるなど、組織としての業績や成果が強く問われるとともに、その結果に対し絶えず検証していくことが重視されています。

これらを踏まえ、事務事業を遂行するに当たっては、行政評価システムの導入により、目的、妥当性、有効性、効率性及び公平性の観点から既存の事務事業の見直しを進める一方、市として重要な課題や中核となるべき施策については、行政経営資源を集中的に投資していきます。

(2) 補助金の適正化

社会経済情勢の変化等に応じて、存続する意義の薄れたもの、補助効果が乏しいものなどの廃止、縮減を行います。

また、補助金の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本とし、目的を精査するとともに、終期の明確化を図ります。

これらを踏まえ、年次計画の定期的な見直しを図ることにより、団体運営補助金や事業奨励補助金等の恒常的な補助金について、総額抑制を進めていきます。

(3) 公共工事のコスト縮減

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用するため、公共工事の品質を確保しながらコスト削減の徹底を図ります。

また、一般競争入札及び通信(電子・郵便)入札システムの導入により事務の効率化、入札参加費用の低減、及び透明性の確保を図ります。

(4) 電子自治体の推進

住民サービスの向上を図るため、インターネットを利用した情報提供や、時間や場所に制約されずに各種の申請・届出、施設予約等の行政手続きが行える環境の整備を進め、市民サービスの利便性の向上を図ります。

また、効率的な行政運営を図るため、電子決済システムについて検討を行い、本庁・支所間の決裁事務の効率化及びペーパーレス化によりコストの削減に努めます。

2．民間委託の推進

行政運営の効率化、多様化する住民サービスの質的な向上のためには民間企業の経営手法を可能な限り導入する必要があることから、民間委託等について計画的な導入を図ります。

(1) 民間機能の活用

民間機能を活用することが適当な事務事業については、行政責任の確保、住民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ、積極的かつ計画的に活用します。

(2) 指定管理者制度の活用

全ての公の施設について、行政としての関与の必要性、存続・廃止の方向性、存続する場合の管理主体等の施設管理のあり方についての点検を行い、その点検結果に基づく指定管理者制度の活用を進め、施設サービスの向上と経費の節減を図ります。

(3) PFI手法の活用

新規の公共施設の建設、維持管理、運営等について、PFI手法の導入の可能性を調査検討し、適切な活用に努めます。

3．組織・機構の簡素合理化と定員管理の適正化

合併前の行政サービスを維持しながら行政水準の統一を図り、住民が分かりやすい、利用しやすい組織・機構の整備に努めます。

(1) 本庁・総合支所方式の検証

合併による激変緩和のため採用した総合支所方式について検証し、定員適正化計画とリンクした計画的な組織・機構の見直しを行います。

(2) 定員管理の適正化

定員管理に当たっては、合併に伴う組織編成の見直しを継続的に実施する中で、抜本的な事務事業の整理及び職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、地域協働等の取り組みを通じて、行政サービスの低下を招かないよう留意しながら、職員数の抑制を推進します。

さらに、数値目標を設定した定員適正化計画の策定と公表を進め、定員管理の適正化を計画的に実施します。

4．給与の適正化

国、県、他地方公共団体及び市内の民間企業の動向や市の財政状況を踏まえ、給与の適正化、給与制度の運用、諸手当のあり方等の見直しを進めます。

なお、職員の能力を最大限に活用することを目的に、能力・実績を重視した人事評価システムの導入を図ります。

5．歳入の確保と経費の節減

安定した歳入の確保、税負担の公平性の見地から市税等の徴収率の向上に努めるとともに、利用料金についても受益者負担の原則に基づき適正な料金体系を整備します。

(1) 歳入確保に向けた取り組み

市税等の徴収率の向上

市民負担の公平性の確保と自主財源の確保の観点から、市税等の徴収率の向上について、数値目標を掲げて取り組みます。

特に、市税については、税務行政の公正性、公平性、透明性の確保を図るため、職員の意識改革、能力開発に一層努めるとともに、徴収体制の強化を図ります。

さらに、市民の利便性の向上のため、市税等の納付機会の拡大に努めます。

使用料、手数料の見直し

使用料、手数料等の公共料金については、合併協定項目を尊重しながら、類似施設における不均衡の是正等、利用者の受益の程度に応じた適正な負担となるよう努めます。

特に、水道・下水道料金については、早期に平準化を図り、全ての住民が公平に負担し受益するよう努めます。

未利用財産の売り払い

市が所有する土地などの財産のうち、将来活用見込みのないものについて、売却、賃貸などを進めます。

(2) 経費の節減

施設の維持管理費や物品の購入、役務費などの経常経費については、職員の節減意識の徹底に努めます。

6．公営企業の経営健全化

水道事業、下水道事業等の公営企業については、「地方公営企業の経営の総点検について（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課

長通知)」を踏まえた各公営企業の経営の総点検を行い、経営の健全化と経営改革を推進します。